

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月15日

【四半期会計期間】 第94期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）

【会社名】 東映株式会社

【英訳名】 TOEI COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 多田 憲之

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 03(3535)4641

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 和田 耕一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 03(3535)4641

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 和田 耕一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年11月14日に提出いたしました第94期第2四半期（自平成28年7月1日至平成28年9月30日）の四半期報告書の記載事項に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移
- 2 事業の内容

#### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク
- 2 経営上の重要な契約等
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第3 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- 2 役員の状況

#### 第4 経理の状況

- 1 四半期連結財務諸表
- 2 その他

### 第二部 提出会社の保証会社等の情報

#### 独立監査人の四半期レビュー報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正後の全文を記載しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第93期 第2四半期 連結累計期間	第94期 第2四半期 連結累計期間	第93期
会計期間		自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高	(百万円)	61,905	63,168	122,834
経常利益	(百万円)	11,355	10,236	18,630
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	5,357	5,249	8,688
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	8,035	7,220	10,605
純資産額	(百万円)	161,288	169,401	163,468
総資産額	(百万円)	242,231	245,867	240,009
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	42.42	41.57	68.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	54.3	55.9	55.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,745	7,755	17,366
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,694	1,456	4,104
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,099	2,968	6,118
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	29,792	34,796	31,927

回次		第93期 第2四半期 連結会計期間	第94期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	21.36	23.34

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円高の影響や株価の下落傾向を背景に、企業収益や雇用情勢の停滞感が続くとともに、中国やその他の新興国経済の先行きに対する懸念等、海外景気の下振れリスクも抱え推移しました。

このような状況のなかで当社グループは、映像関連事業におきましては、映像4部門（映画事業・ビデオ事業・テレビ事業・コンテンツ事業）の連携強化や興行関連事業・催事関連事業の積極展開等によって収益の拡大をはかるとともに、観光不動産事業・建築内装事業の各部門におきましても厳しい事業環境に対応して堅実な営業施策の遂行に努めました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は631億6千8百万円(前年同四半期比2.0%増)、経常利益は102億3千6百万円(前年同四半期比9.9%減)となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は52億4千9百万円(前年同四半期比2.0%減)となりました。

次に各セグメント別の概況をご報告申し上げます。

なお、セグメント損益は、営業利益ベースの数値であります。

#### 映像関連事業部門

映画事業では、提携製作作品等13本を配給し、「ONE PIECE FILM GOLD」が大ヒットしたのに加え、「遊戯王 THE DARK SIDE OF DIMENSIONS」、「劇場版 仮面ライダーゴースト 100の眼魂とゴースト運命の瞬間 / 劇場版 動物戦隊ジュウオウジャー ドキドキサーカスパニック！」が好調な成績を収めました。また、前連結会計年度における公開作品のうち「仮面ライダー1号」(3月26日公開)及び「映画プリキュアオールスターズ みんなで歌う 奇跡の魔法！」(3月19日公開)も堅調に推移いたしました。

ビデオ事業では、主力の劇場用映画のDVD作品に加えて、テレビ映画のDVD作品を販売いたしました。

テレビ事業では、「刑事7人2」「警視庁・捜査一課長」等を制作して作品内容の充実と受注本数の確保に努め、キャラクターの商品化権営業も堅調に推移しました。

コンテンツ事業では、劇場用映画等の地上波放映権及びビデオ化権等を販売し、アニメ関連では国内外で「ドラゴンボール」シリーズ及び「ワンピース」のゲーム化権の販売が好調に推移しました。

以上により、当部門の売上高は404億9千2百万円(前年同四半期比5.0%増)、営業利益は67億4百万円(前年同四半期比7.4%減)となりました。

#### 興行関連事業部門

映画興行業では、(株)ティ・ジョイ運営のシネコンが堅調に稼働し、205スクリーン体制(東映(株)直営館4スクリーン含む)で展開しております。

以上により、当部門の売上高は103億7千万円(前年同四半期比4.7%増)、営業利益は12億4千9百万円(前年同四半期比10.2%増)となりました。

#### 催事関連事業部門

催事事業では、「魔法つかいプリキュア!ミラクルマジカルワールド」や「ブータン~しあわせに生きるためのヒント~」、人気キャラクターショーなど各種イベントの提供を行うとともに、映画関連商品の販売など積極的な営業活動を展開いたしました。また、東映太秦映画村も引き続き堅調に推移しました。

以上により、当部門の売上高は47億6千9百万円(前年同四半期比10.2%減)、営業利益は7億5千4百万円(前年同四半期比28.3%減)となりました。

#### 観光不動産事業部門

不動産賃貸業では、「プラッツ大泉」「オズスタジオシティ」「渋谷東映プラザ」「新宿三丁目イーストビル」「広島東映プラザ」等の賃貸施設が堅調に稼働いたしました。ホテル業においては、インバウンド需要の拡大に伴い、業界環境は回復基調で推移するなか、各ホテルとも収益の確保に向けて積極的な営業活動を展開いたしました。

以上により、当部門の売上高は30億6千1百万円(前年同四半期比1.8%増)、営業利益は12億5千3百万円(前年同四半期比2.9%増)となりました。

#### 建築内装事業部門

建築内装事業では、今後、受注環境は良化していくと期待されるものの、先行き不透明な情勢も続いており楽観は出来ない状況のなか、積極的な営業活動を展開いたしました。

その結果、売上高は44億7千4百万円(前年同四半期比12.5%減)、営業利益は1億1千8百万円(前年同四半期比48.7%減)となりました。

なお、前第3四半期連結会計期間より、「その他事業部門」から「建築内装事業部門」へ事業名称を変更しております。

### (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間における総資産は、2,458億6千7百万円となり、前連結会計年度末に比べ58億5千8百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が12億7千2百万円、受取手形及び売掛金が13億1千1百万円、仕掛金が12億2千2百万円、有形固定資産が12億5千万円増加したことによるものであります。

当第2四半期連結会計期間における負債の部は、764億6千6百万円となり、前連結会計年度末に比べ7千4百万円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金が5億3千4百万円、流動負債のその他が11億3千5百万円増加し、長期借入金が15億7千6百万円減少したことによるものであります。

当第2四半期連結会計期間における純資産の部は、1,694億1百万円となり、前連結会計年度末に比べ59億3千3百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が47億4千1百万円増加したことによるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローが77億5千5百万円増加し、投資活動によるキャッシュ・フローが14億5千6百万円減少し、財務活動によるキャッシュ・フローが29億6千8百万円減少した結果、347億9千6百万円(前年同期は297億9千2百万円)となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、77億5千5百万円(前年同期は107億4千5百万円の増加)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益106億7千1百万円、減価償却費15億3千5百万円による増加と、売上債権の増減額10億4百万円、持分法による投資利益9億1千8百万円、たな卸資産の増減額9億1千1百万円による減少があったことによります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は、14億5千6百万円(前年同期は26億9千4百万円の減少)となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入38億5千6百万円の増加と、定期預金の預入による支出25億5千9百万円、有形固定資産の取得による支出24億7千7百万円による減少があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、29億6千8百万円（前年同期は30億9千9百万円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出22億6千2百万円による減少があったことによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は昭和26年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と、それらの映像の多角的な営業により、質高く健全なエンターテインメントを提供することで、国民生活の向上に資するよう、努めてまいりました。当社及び当社グループの企業価値の源泉は、まさしく良質のコンテンツを製作し、提供し続けることにあります。

また、直接コンテンツ事業に関わらない催事営業部門、不動産事業部門というセクションについても、前者は自社開発したキャラクターの営業を中心に、後者は直営劇場を再開したテナントビルその他保有する不動産の管理運営を業務の中心としており、特に後者の存在なくしてはコンテンツ製作の中心である東西撮影所の維持はもとより、コンテンツ提供の拠点である直営劇場・シネコン事業も成り立ちません。当社グループは正しく「総合映像企業グループ」として機能しており、安易な再編成を許さないものがあります。

さらに、デジタルシネマの普及、地上デジタル放送移行後のBS・CS放送の台頭や映像配信ビジネス等、劇的变化を続けるウィンドウ戦略に対応すべく、グループのデジタル映像製作の開発拠点として主導的な役割を果たすことを目的に、平成22年、東映ラボ・テック㈱と共同で運営する「東映デジタルセンター」を東京撮影所地区に設立いたしました。また、同じく平成22年に全スクリーンのデジタル化が完了した㈱ティ・ジョイと合わせて、「入り口から出口まで」の一貫したデジタル対応が可能になり、21世紀の「総合映像企業グループ」としてのインフラが完成いたしました。しかし、今後もしばらくは当社及び当社グループの将来を方向づける極めて重要な期間が続くものと認識しており、継続した投資とグループパワーの結集が重要だと考えております。

大規模買付行為（注1）に対する考え方

当社は、上記のとおり企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでおります。しかしながら、昨今、我が国の資本市場においても、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが見られることは否定できません。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に依拠することを株主の皆様が強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、大規模買付者（注2）による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると当社取締役会は考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品を展開することを核とするものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

（注1）「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

（注2）「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

#### 買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、平成19年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成22年、平成25年及び平成28年に一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）。いずれもその年の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催するべき旨の留保を付すことができるものとし、当該留保が付された場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集に関して決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様のご議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

#### 本対応策の合理性について

本対応策は 本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

##### イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

##### ロ．当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### ハ．株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、平成28年6月29日開催の第93期定時株主総会の終結後から平成31年6月開催予定の平成31年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できることとされています。そのため、本対応策の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

## 二．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応策において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

### ホ．合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### ヘ．デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	147,689,096	147,689,096	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数 1,000株
計	147,689,096	147,689,096		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月30日		147,689,096		11,707		5,297

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社テレビ朝日ホールディングス	東京都港区六本木 6 9 1	16,700	11.31
株式会社TBSテレビ	東京都港区赤坂 5 3 6	12,150	8.23
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都港区芝 5 37 8	10,355	7.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 8 11	8,047	5.45
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町 5 6	6,000	4.06
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	東京都港区台場 2 4 8	5,724	3.88
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋 1 6 1	4,800	3.25
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 11 3	4,293	2.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カस्टディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3-11-1)	2,146	1.45
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 1 2	2,107	1.43
計		72,322	48.97

(注) 上記のほか、当社は自己株式18,765千株(発行済株式の総数の12.71%)を保有しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,765,000 (相互保有株式) 普通株式 1,204,000		単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,195,000	127,195	同上 (注1)
単元未満株式	普通株式 525,096		(注2)
発行済株式総数	147,689,096		
総株主の議決権		127,195	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には株式会社証券保管振替機構名義の株式が3000株含まれております。また、「議決権の数」欄では、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が364株含まれております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東映株式会社	東京都中央区銀座3-2-17	18,765,000		18,765,000	12.71
(相互保有株式) 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (退職給付信託東映ラボ・ テック口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,204,000		1,204,000	0.82
計		19,969,000		19,969,000	13.52

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	37,515	38,787
受取手形及び売掛金	14,668	15,980
商品及び製品	703	689
仕掛品	5,649	6,871
原材料及び貯蔵品	631	359
その他	5,019	4,534
貸倒引当金	205	77
流動資産合計	63,981	67,144
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	34,513	33,730
土地	44,299	44,303
その他（純額）	4,728	6,756
有形固定資産合計	83,540	84,791
無形固定資産	1,026	898
投資その他の資産		
投資有価証券	77,749	78,383
その他	13,927	14,966
貸倒引当金	215	316
投資その他の資産合計	91,461	93,033
固定資産合計	176,028	178,722
資産合計	240,009	245,867
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,018	19,552
短期借入金	200	425
1年内返済予定の長期借入金	3,450	3,264
1年内償還予定の社債	-	6,000
未払法人税等	3,639	3,191
賞与引当金	971	994
その他	8,418	9,554
流動負債合計	35,698	42,980
固定負債		
社債	6,000	-
長期借入金	10,623	9,047
役員退職慰労引当金	1,141	1,024
退職給付に係る負債	5,467	5,827
その他	17,609	17,585
固定負債合計	40,842	33,485
負債合計	76,540	76,466

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	11,707	11,707
資本剰余金	21,742	21,742
利益剰余金	89,065	93,807
自己株式	7,457	7,459
株主資本合計	115,058	119,797
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,732	9,062
繰延ヘッジ損益	293	51
土地再評価差額金	9,640	9,640
為替換算調整勘定	176	105
退職給付に係る調整累計額	1,036	973
その他の包括利益累計額合計	17,806	17,675
非支配株主持分	30,604	31,929
純資産合計	163,468	169,401
負債純資産合計	240,009	245,867

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	61,905	63,168
売上原価	39,279	40,720
売上総利益	22,625	22,447
販売費及び一般管理費		
人件費	5,173	5,263
広告宣伝費	724	1,101
賞与引当金繰入額	717	728
退職給付費用	168	364
減価償却費	630	614
その他	5,292	5,450
販売費及び一般管理費合計	12,708	13,523
営業利益	9,917	8,924
営業外収益		
受取配当金	421	401
持分法による投資利益	982	918
その他	221	196
営業外収益合計	1,624	1,516
営業外費用		
支払利息	143	117
為替差損	16	57
その他	27	30
営業外費用合計	186	205
経常利益	11,355	10,236
特別利益		
投資有価証券売却益	-	260
抱合せ株式消滅差益	-	234
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	495
特別損失		
建物解体費用	220	-
減損損失	-	56
固定資産除却損	9	2
その他	5	-
特別損失合計	234	59
税金等調整前四半期純利益	11,120	10,671
法人税、住民税及び事業税	3,128	2,937
法人税等調整額	188	38
法人税等合計	3,316	2,976
四半期純利益	7,804	7,695
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,446	2,445
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,357	5,249

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
四半期純利益	7,804	7,695
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	542	211
為替換算調整勘定	4	640
土地再評価差額金	20	-
退職給付に係る調整額	85	22
持分法適用会社に対する持分相当額	251	69
その他の包括利益合計	231	475
四半期包括利益	8,035	7,220
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,671	5,119
非支配株主に係る四半期包括利益	2,363	2,101



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	11,120	10,671
減価償却費	1,585	1,535
減損損失	-	56
貸倒引当金の増減額（は減少）	19	27
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	60	356
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	156	238
賞与引当金の増減額（は減少）	12	22
受取利息及び受取配当金	460	424
支払利息	143	117
持分法による投資損益（は益）	982	918
投資有価証券売却損益（は益）	-	260
抱合せ株式消滅差損益（は益）	-	234
売上債権の増減額（は増加）	1,434	1,004
仕入債務の増減額（は減少）	1,171	290
たな卸資産の増減額（は増加）	2,568	911
預り保証金の増減額（は減少）	143	27
その他	874	1,477
小計	12,071	10,480
利息及び配当金の受取額	731	778
利息の支払額	144	120
法人税等の支払額	1,912	3,382
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,745	7,755

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	5,868	2,559
定期預金の払戻による収入	4,065	3,856
有形固定資産の取得による支出	352	2,477
無形固定資産の取得による支出	301	92
投資有価証券の取得による支出	532	252
投資有価証券の売却による収入	-	284
投資有価証券の償還による収入	-	290
貸付けによる支出	105	76
貸付金の回収による収入	99	109
差入保証金の増減額（は増加）	45	284
その他	256	254
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,694	1,456
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	225	225
長期借入れによる収入	1,000	500
長期借入金の返済による支出	3,232	2,262
リース債務の返済による支出	196	135
配当金の支払額	515	515
非支配株主への配当金の支払額	376	776
その他	3	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,099	2,968
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	607
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,949	2,723
現金及び現金同等物の期首残高	24,842	31,927
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	145
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 29,792	<sup>1</sup> 34,796

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間から適用し、一部の持分法適用関連会社は、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。</p> <p>回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3) から に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加算しております。</p> <p>なお、第1四半期連結会計期間の期首における、投資有価証券、繰延税金負債及び利益剰余金に与える影響額は軽微であります。</p>

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。</p> <p>なお、当第2四半期連結累計期間における営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に対する影響額は軽微であります。</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
東映フーズ(株) 247百万円	東映フーズ(株) 198百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	37,077百万円	38,787百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	7,285 "	3,991 "
現金及び現金同等物	29,792百万円	34,796百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	515	4	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	386	3	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	515	4	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月14日 取締役会	普通株式	386	3	平成28年9月30日	平成28年12月12日	利益剰余金

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

100%非連結子会社の吸収合併

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：東映太秦映像株式会社

事業の内容：映像関連事業

企業結合日

平成28年9月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社、東映太秦映像株式会社を消滅会社とする簡易吸収合併

結合後企業の名称

東映株式会社

その他取引の概要に関する事項

当社京都撮影所地区における営業体制を一元化し、効率的かつ柔軟な製作拠点の構築を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	映像関連 事業	興行関連 事業	催事関連 事業	観光 不動産 事業	建築内装 事業	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	38,577	9,901	5,308	3,006	5,112	61,905		61,905
セグメント間の内部売上高 又は振替高	655	100	206	515	10	1,489	1,489	
計	39,233	10,001	5,515	3,521	5,123	63,394	1,489	61,905
セグメント利益	7,237	1,133	1,052	1,218	230	10,872	955	9,917

(注) 1 セグメント利益の調整額 955百万円には、セグメント間取引消去 27百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 927百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	映像関連 事業	興行関連 事業	催事関連 事業	観光 不動産 事業	建築内装 事業	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	40,492	10,370	4,769	3,061	4,474	63,168		63,168
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,025	105	233	476	57	1,900	1,900	
計	41,518	10,476	5,002	3,538	4,532	65,068	1,900	63,168
セグメント利益	6,704	1,249	754	1,253	118	10,079	1,155	8,924

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,155百万円には、セグメント間取引消去 11百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,143百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(1) 前第3四半期連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた「建築工事・室内装飾請負等に関する事業」について量的な重要性が増したため、事業名称を「建築内装事業」と変更した上で、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、当第2四半期連結累計期間の比較情報として開示した前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の報告セグメントにより作成しており、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間に開示した報告セグメントとの間に相違が見られます。

(2) 会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更したため、事業セグメントの減価償却の方法を同様に變更しております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、セグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	42.42円	41.57円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	5,357	5,249
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	5,357	5,249
普通株式の期中平均株式数(千株)	126,291	126,286

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(中間配当の決議)

平成28年11月14日開催の取締役会において、第94期中間配当を下記のとおり実施する旨決議いたしました。

- 1 中間配当金の総額 386,771,196円
- 2 1株当たりの額 3円
- 3 支払請求権の効力発生日 平成28年12月12日  
ならびに支払開始日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月14日

東映株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 理 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東映株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東映株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。